

広島県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県条例第七号

##### 広島県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例

広島県生活環境の保全等に関する条例（平成十五年広島県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第四十三条中「又は第四条」を「若しくは第五条」に改め、「土地」の下に「、同法第四条第一項の規定による届出を行った土地又は同法第十四条第一項の規定による申請が行われた土地（同条第三項の規定により当該申請に係る調査が土壤汚染状況調査とみなされるものに限る。）」を加える。

#### 附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。